

8工場が基準をオーバー 製紙汚水の立入り検査

市公害課は、県と協力して1月24日の夜、製紙工場の排水を抜き打ち調査しました。調査したのはさいきん機械を増設した工場など20工場（大手3工場、中小17工場）です。

検査は各工場の排出口末端で汚水2㍑を2回採水して浮遊物質（SS）を調べました。

検査結果は、大手工場の本州製紙、大昭和製紙富士工場、大興製紙はいずれも排出基準以下で問題はありませんでしたしかし、中小工場は岳南排水路に排出している14工場のうち6工場が、河川に放流している3工場のうち2工場（1工場は富士宮市）が基準をオーバーしていました。

岳南排水路の排出基準は業界内部で定めた「岳南排水路管理基準」で、日間平

均が400PPm、最大480PPmです。これを守つていなかつたのは富士里和製紙大八製紙富士工場、林製紙、豊年製紙鷹岡工場、小野製紙、やよい製紙の6工場です。このうち、小野製紙は最大1003PPm、富士里和製紙は最大979PPmと基準の2倍から2.5倍も高い濃度の汚水を排出していました。

河川に放流している工場は「田子の浦水域の排出基準」の適用を受けます。この基準は日間平均120PPm、最大150PPmですが、和田川に排出している京王製紙は基準の約2倍の391PPmの汚水を排出していました。

県は、これらの違反工場のうち岳南排水路に排出している工場は責任者を呼び出し、汚水処理施設の改善を行政指導しました。なお、岳南排水路は水質汚濁防止法で47年6月24日から、全国一率の排出基準（浮遊物質）日間平均150PPm、最大200PPm、化学的酸素要求量（COD）日間平均120PPm、最大160PPmの基準が適用され、さらに厳しい基準が設けられる予定です。河川に放流している違反工場については水質汚濁防止法違反で勧告命令をだし

ます。

なお、これからは水質汚濁防止法による規制排水基準に違反すると罰金や操業停止などの行政処分を受けることになります。市公害課は、これからも県と協力して随時立ち入り検査を行ない、排出基準を守るように各企業に対し厳しい行政指導を実施していきます。

国の医療救済

審査会で161人を認定しました

2月1日から国の公害病の指定地域に認定されましたが、第1回の認定審査会（渡辺会長ほか委員9人）が開かれました。申請したのは165人で、このうち161人（男98人、女65人）を認定しました。

認定した161人のうち、今まで市の医療救済を受けていた人が118人、新しく認定されたのは43人。新規の申請は47人でしたから、4人はこれから症状などを観察するということで保留になりました。

渡辺会長は「認定申請書、医学的検査結果、主治医の診断書をもとに慎重に審査しました。症状は気管支ゼンソクが予想以上に多いのに驚きました」と言っていました。

なお、市の医療救済の認定も同時に行なわれました。市の医療救済への申請は14人。このうち11人が認定されました。市の認定は2月までは196人でしたが、118人が国の医療救済に切り替わったので、新しく認定した人をふくめ、市の公害病認定患者は70人になりました。



【工場排水を採取する市公害課職員】

2月の交通事故

件 数 104件
(1月は199件)

死 者 5人
(1月は 3人)

負傷者 99人
(1月は146人)

高血圧予防の調理講習会

食生活の向上にともない高血圧症で悩む人が多くなりました。昨年市内で脳卒中で亡くなつた人が20人もいました。このため、市衛生課は「高血圧予防のための食事」の調理講習会を次の日程で開きます。

- 3月17日 元吉原公民館
- 3月23日 水戸島中公会堂
- 時間はいずれも午後1時15分から3時30分まで。

2月の火災件数

10件発生
(1月は 8件)

損害額 不明
(1月は609万円)

負傷者 1人
(1月はなし)